

那 霸 市 公 報

第 1 8 8 4 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇上下水道局告示◇

- 公共下水道の供用及び下水の処理開始について…………… 964
- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 970

◇選挙管理委員会告示◇

- 選挙人名簿の登録を行う日について…………… 971
- 令和 3 年 7 月 11 日 執 行 の 那 覇 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 に お け る 公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 の 要 旨 の 公 表 の 訂 正 に つ い て …… 972

◇監査委員公表◇

- 令和 6 年度後期定期監査の結果に伴う措置状況について (公表) …… 973

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 6 号
令和 7 年 4 月 25 日
掲 示 済

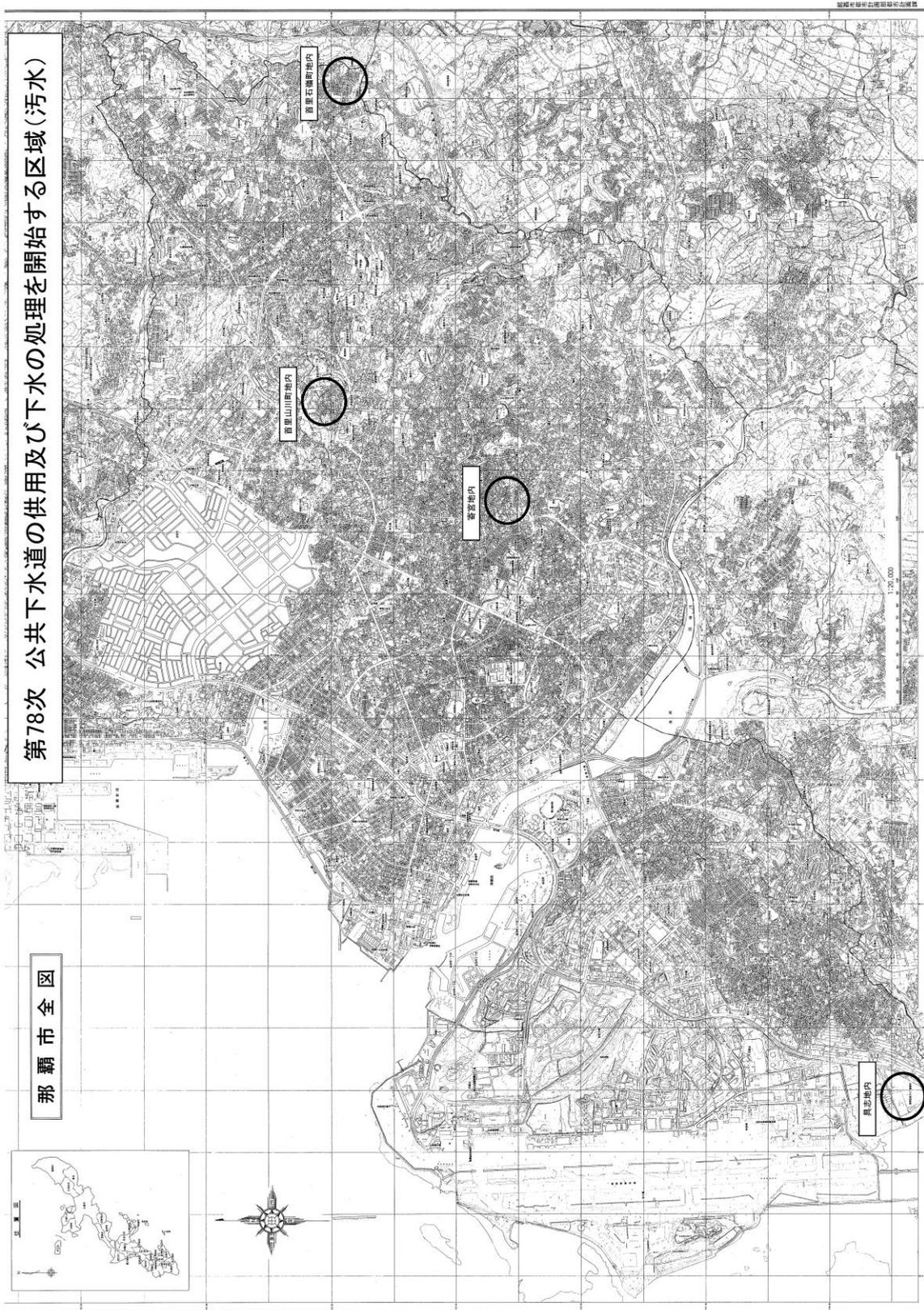
公共下水道の供用及び下水の処理開始について

下水道法第 9 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき第 77 次の公共下水道の供用及び下水の処理開始を次のとおり公示する。

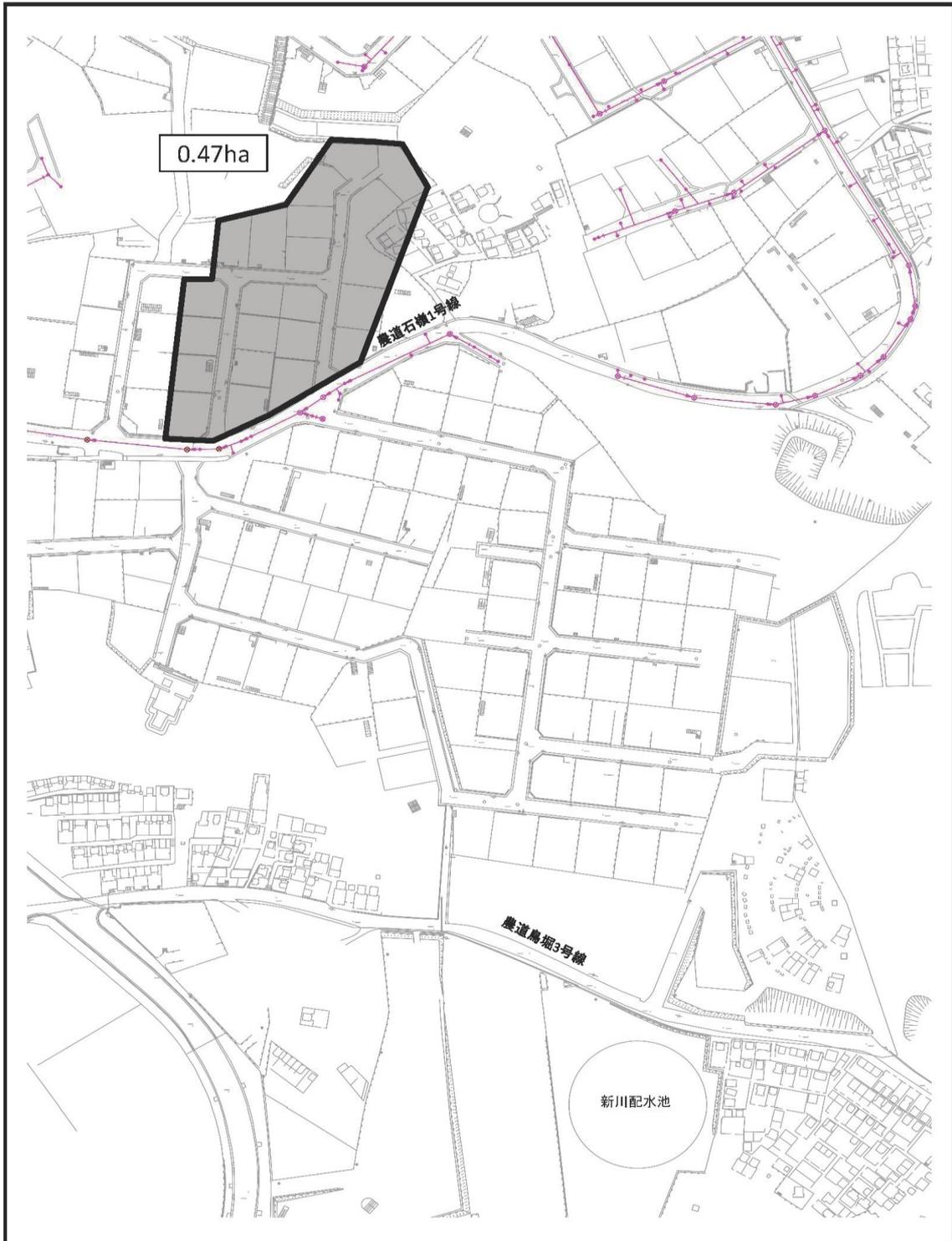
その関係図面は令和 7 年 4 月 25 日から 15 日間、那覇市上下水道局上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

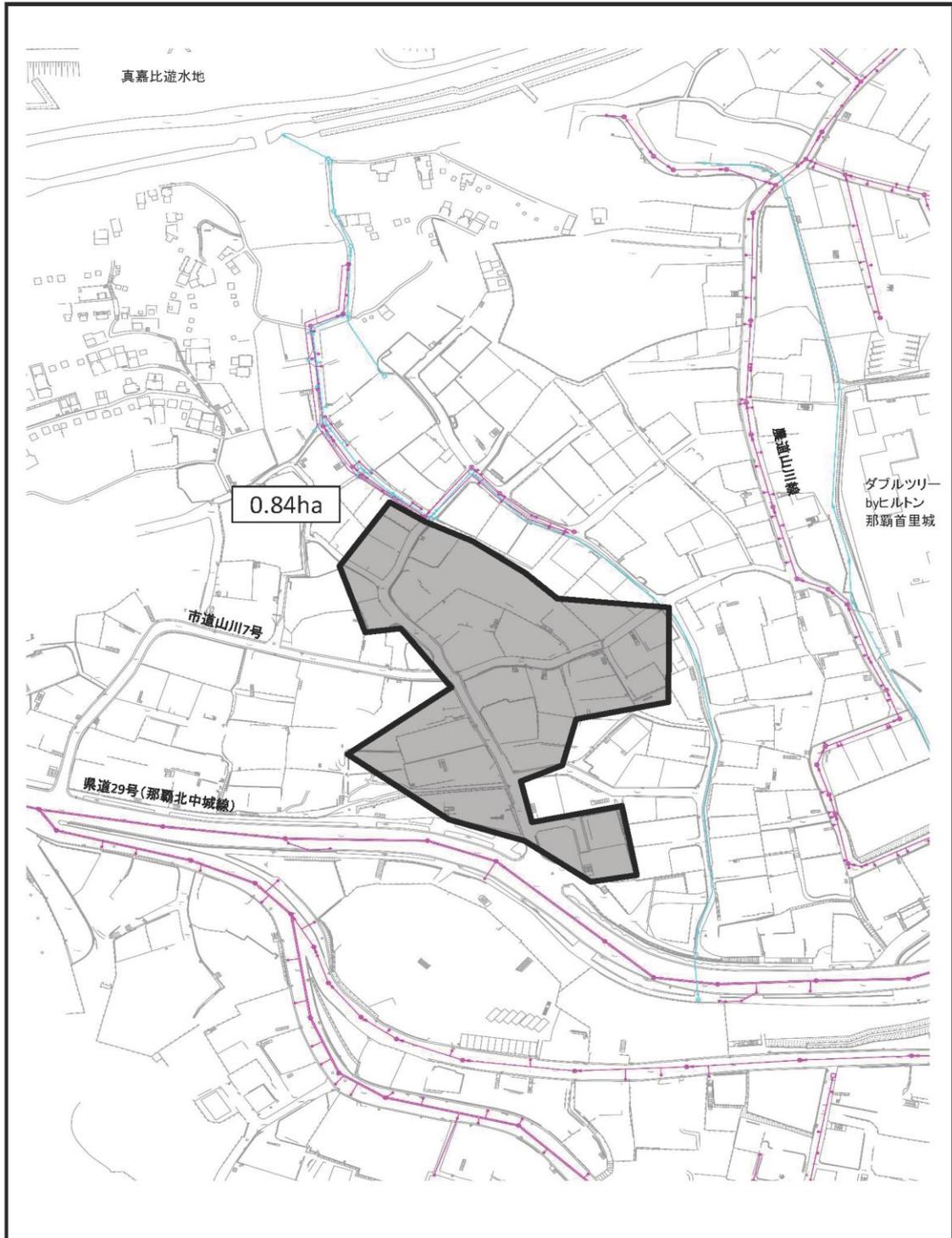
- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和 7 年 4 月 25 日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域 (汚水)
首里石嶺町地内の一部、首里山川町地内の一部、
寄宮地内の一部、具志地内の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置 (汚水)
前項に示す区域 (別紙図示)
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
那覇市西 3 丁目 10 番 1 号 那覇浄化センター



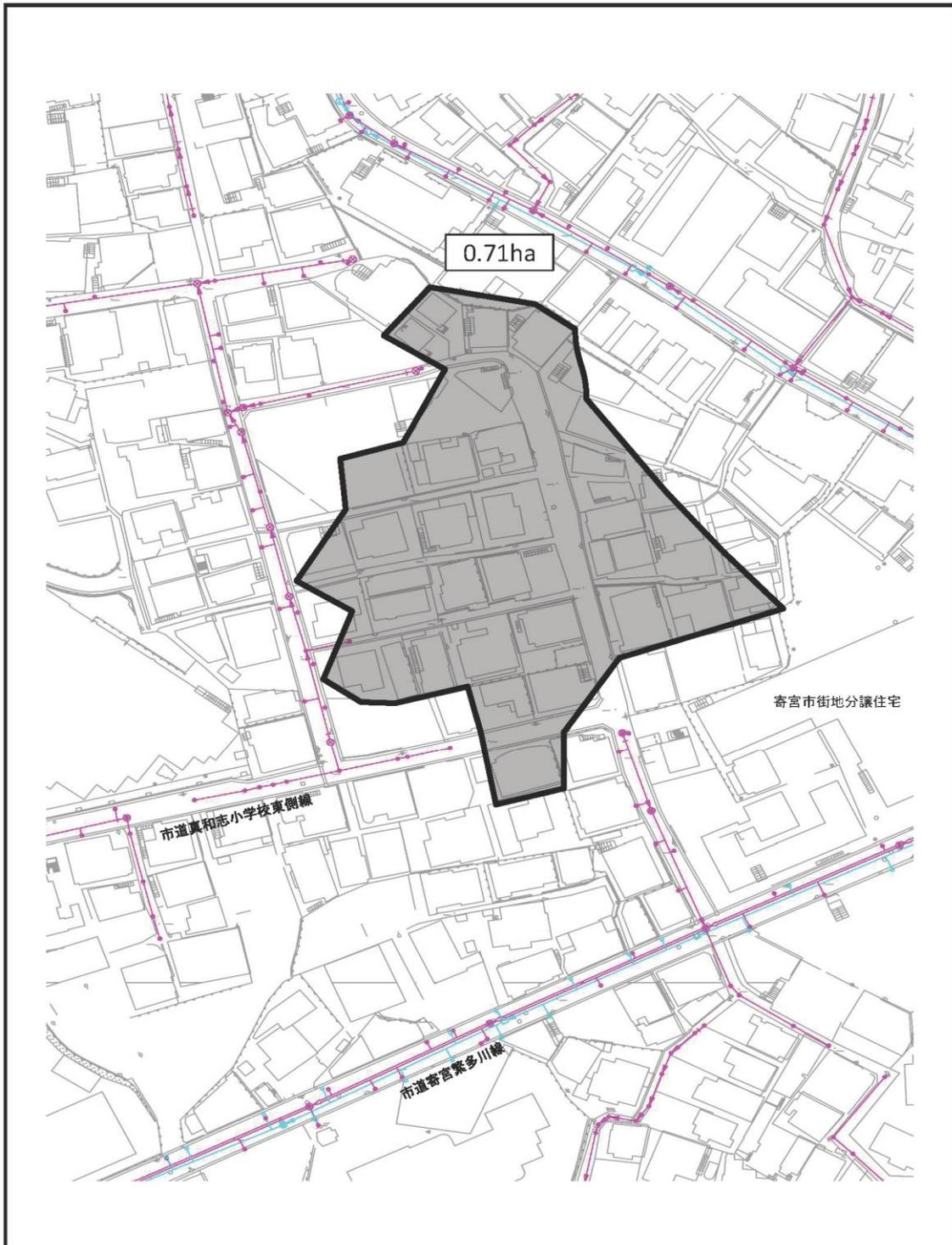
第78次 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域(汚水)
首里石嶺町地内



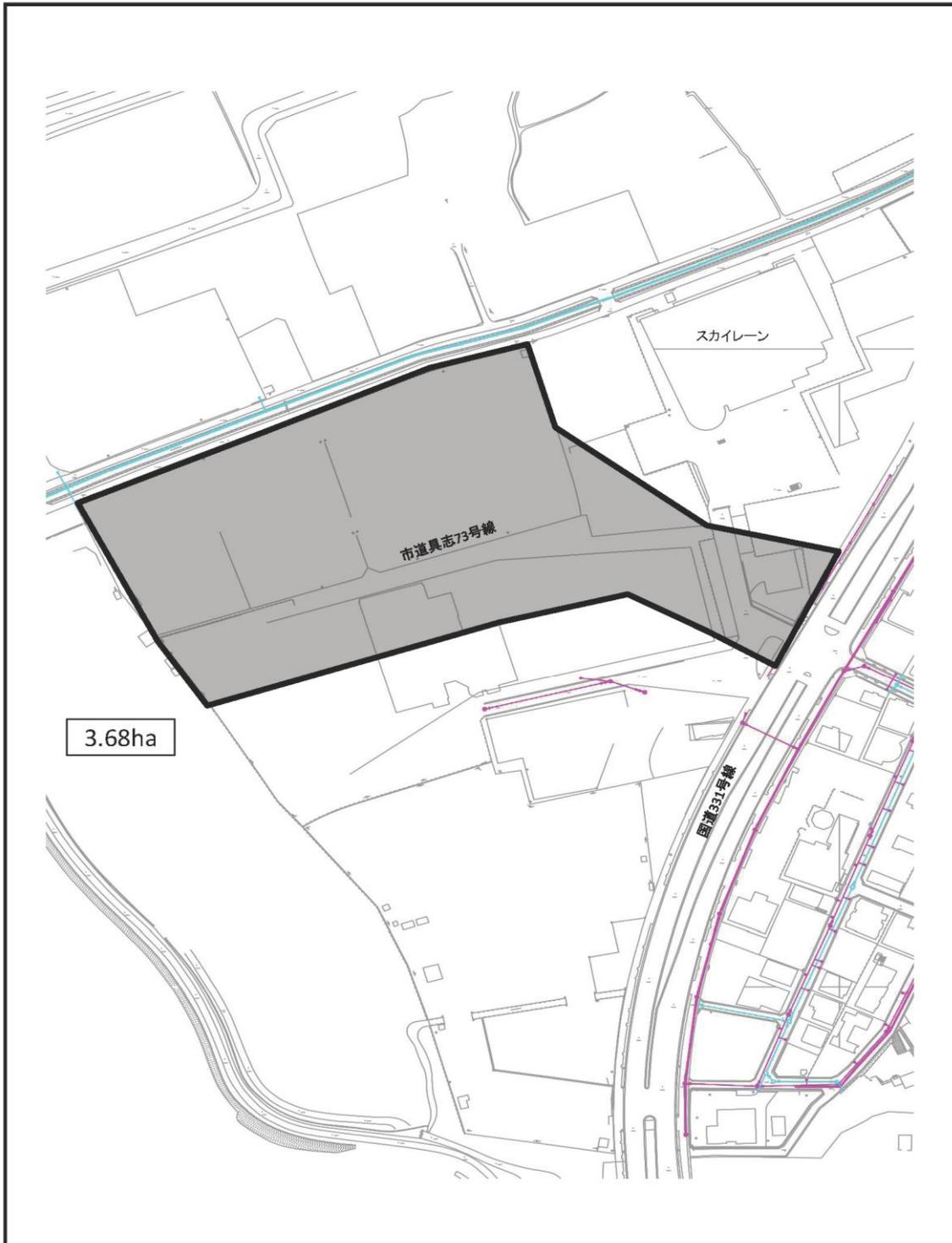
第78次 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域(汚水) 首里山川町地内



第78次 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域(汚水)
寄宮地内



第78次 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域(汚水)
具志地内



那覇市上下水道局告示第 7 号
令和 7 年 4 月 30 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 11 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 582 号
指定工事店名	神谷管工
営業所所在地	糸満市字嘉数 469 番地 ニューワールド 208 号
代表者氏名	神谷 誠
有効期間	自 令和 7 年 4 月 24 日 至 令和 12 年 3 月 31 日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 2 号
令 和 7 年 5 月 1 日
掲 示 済

那覇市選挙管理委員会
委員長 前原 常雄

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により次のとおり定めた。

定時登録日

6 月定時登録 令和 7 年 6 月 2 日

3 月定時登録 令和 8 年 3 月 2 日

那覇市選挙管理委員会告示第 3 号
 令 和 7 年 5 月 1 日
 掲 示 済

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条の規定による令和 3 年 7 月 11 日執行の那覇市議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について、候補者比嘉啓登の出納責任者比嘉美和子から訂正願があったので、令和 4 年 3 月 1 日付け那覇市選挙管理委員会告示第 43 号の一部を次のとおり訂正する。

那覇市選挙管理委員会
 委員長 前原 常雄

訂正前

候補者氏名	比嘉 啓登	所属党派	無所属	期間	
出納責任者	比嘉 美和子			7 月 4 日から 7 月 10 日まで	
収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	職業	金額 (円)	費目	金額 (円)	
その他の収入 (自己資金)		849,524	[略]		
[略]					

訂正後

候補者氏名	比嘉 啓登	所属党派	無所属	期間	
出納責任者	比嘉 美和子			7 月 2 日から 7 月 10 日まで	
収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	職業	金額 (円)	費目	金額 (円)	
その他の収入 (自己資金)		619,524	[略]		
[略]					
邦梁会		30,000			
沖縄県医師連盟那覇支部		200,000			
[略]					

監査委員公表

那 監 公 表 第 2 号

令和 7 年 5 月 15 日

那覇市監査委員	新 垣 淑 博
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	中 村 圭 介

令和 6 年度後期定期監査の結果に伴う措置状況について (公表)

令和 6 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項後段の規定により、次のとおり公表します。

令和 6 年度後期定期監査の結果に伴う措置状況について

(1) 共通の指摘事項等

ア 歳入調定遅れについて（指摘事項） 37件

次の課の歳入事務については、調定をしなければならない日から遅れての調定となっているものがあつた。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めるときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【まちなみ共創部】まちなみ整備課（8件）、市営住宅課（29件）

□ 指摘事項に関する措置

【まちなみ共創部】まちなみ整備課（8件）

当該指摘事項については、那覇市会計規則を遵守し適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底を図ったほか、再発防止として、チェックリストを作成し、課内の複数人で処理状況を確認しています。

【まちなみ共創部】市営住宅課（29件）

同様の事例が生じないよう関連規則及び財務会計研修テキスト（収入事務）を課内へ周知しました。また、行政財産目的外使用許可決定時などの定例的な案件については歳入の調定漏れが生じないようにするため、調定の時期等を記載したチェックリストを作成し、複数の職員で確認できるようにし、関係規則等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

イ 調定決定調書兼通知書の提出遅れについて（指摘事項） 25件

次の課の歳入事務について、那覇市会計規則第20条第1項に基づき、調定決定調書兼通知書を作成したものの、失念等の理由により遅れて会計管理者へ通知しているものがあつた。

同規則第21条第1項は、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならない旨定めている。

調定の通知に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【総務部】平和交流・男女参画課（21件）

【都市みらい部】道路管理課（4件）

□ 指摘事項に関する措置

【総務部】平和交流・男女参画課（21 件）

事務処理手順の再確認およびその周知等を行い、グループ内のチェック体制を強化し、関係規則等を遵守した適正な事務処理に努めてまいります。

【都市みらい部】道路管理課（4 件）

指摘事項につきましては、会計管理者への通知を失念することがないように、これまで使用していた管理表に調定決定調書兼通知書の提出チェック欄を追加し、改善を図りました。

ウ 契約期間を遡及させる契約について（指摘事項）3 件

次の課の契約については、契約事務の遅れ等により契約の始期までに契約を締結することができず、契約書に記名押印した日の前日までに行われた行為を追認する旨の条項（以下「追認条項」という。）を設けることにより、契約期間を遡及させる契約や履行を追認する旨の条項を設けている契約があった。

地方自治法第 234 条の解釈として、地方財務実務提要 2（地方自治制度研究会編集）によれば、「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。

契約の締結に当たっては、急を要する等のやむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約期間の始期までに契約を成立させられるよう行われたい。

【総務部】管財課（1 件）

【企画財務部】納税課（1 件）、市民税課（1 件）

□ 指摘事項に関する措置

【総務部】管財課（1 件）

本件事案について課内で周知を行い、今後は、入札実施後、速やかに契約相手方と調整を十分に行い、契約始期までに契約が成立できるよう努めてまいります。

【企画財務部】納税課（1 件）

同様な事例が生じないよう課内において注意喚起を図るとともに、決裁ライン（担当者、グループ長及び管理職）において適宜事務の進捗を管理し、契約の始期までに契約が成立できるよう努めてまいります。

【企画財務部】市民税課（1 件）

今回の指摘事項について、同様の事例が生じないよう課内で周知徹底

いたしました。今後は、契約の始期までに契約を成立できるよう努めてまいります。

(2) 各部署の指摘事項等

【総務部】

○ 秘書広報課

ア 資金前渡における精算事務の遅れについて（指摘事項）

交際費（供花代）の資金前渡の精算事務については、失念により精算事務の遅れが生じている。

資金前渡の精算については、那覇市会計規則第 57 条第 1 項において、経費の区分に応じ、当該各号に定める期間内に精算し、精算報告書に証拠書類を添えて会計管理者に提出しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

資金前渡における精算事務について、精算が必要な書類は別ファイルに分けて保管し、精算期限をスケジュールに登録するなど処理漏れがないよう管理しています。今後、同様の事態が生じないように、那覇市会計規則を遵守し適切な事務の執行を行ってまいります。

○ 平和交流・男女参画課

ア 1 者見積による随意契約について（指摘事項）

ともかぜ振興会館警備業務委託は、当該会館の管理運営が指定管理者から本市の直営になることに伴い、指定管理者が長期契約を締結した業者と引き続き契約するため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」を適用し、随意契約を締結しているが、当該業者 1 者のみからしか見積書を徴取していない。

那覇市契約規則第 23 条第 1 項は、随意契約にしようとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

指摘事項を踏まえ、同様のことが起きないように課内で周知を図ります。また、契約締結の際は、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

○ 人事課

ア 那覇市退職手当基金について（要望事項）

那覇市退職手当基金は、いわゆる団塊の世代の退職による退職手当の増大に対応するために、平成 7 年度に設置されたものである。

当該基金については、平成 25 年度以降、退職手当への充当は行われていない。

当該基金の当初の目的は達成していると思われることから、当該基金について、廃止等も含め検討されたい。

□ 要望事項に関する措置

基金の目的は達成していることから、今後廃止する方向で検討したいと考えております。

○ 防災危機管理課

ア 契約書作成の省略について（指摘事項）

那覇市防災行政無線基地局アンテナ等修繕契約については、那覇市契約規則第 28 条の契約書の作成を省略できる旨の規定に該当しないにもかかわらず、契約書の作成が省略されている。

同規則第 26 条第 1 項において、契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない旨を定めており、契約書の作成を省略することができる場合については、同規則第 28 条に規定されている。

契約の締結に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

同様な事例が発生しないよう、関係規則等の再確認を課内で実施いたしました。今年度のアンテナ等修繕契約においては、那覇市契約規則第 28 条に該当しない 1 件について、契約書を作成し業務実施いたしました。

【企画財務部】

○ 財政課

ア 特別会計繰入金の予算計上の誤りについて（指摘事項）

特別会計繰入金については、特別会計における繰出金と同額の予算を計上すべきところ、市街地再開発事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計については、同額となっていなかった。

地方財政法第 3 条第 2 項は、地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、これを予算に計上しなければならない旨定めている。

特別会計繰入金の予算計上に当たっては、特別会計における一般会計繰出金を確認のうえ、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

特別会計繰入金については、課全体におけるチェック体制を整え、特別会計における一般会計繰出金と齟齬のないよう確認の上、適正な予算額を計上します。

イ 一時借入金利子の予算執行について（要望事項）

公債費（一般会計一時借入金利子）は、予算現額 3,000,000 円に対し、執行済額 243 円（執行率 0.01%）となっており、多額の不用額が生じている。

那覇市予算決算規則第 10 条第 1 項は、「部長は、予算の議決後に生じた理由により既定の予算を変更する必要があるときは、歳入補正予算見積書及び歳出補正予算見積書を企画財務部長に提出しなければならない。」と規定している。

一時借入金利子の予算執行に当たっては、関係部署へ一時借入金の見込みを確認のうえ利子の執行見込額を見積り、必要に応じ減額補正を行う等により多額の不用額が生じることのないよう努められたい。

□ 要望事項に関する措置

一時借入金利子については、一般会計の一時借入の状況及び利率により所要額が変動しますが、関係部署へ一時借入金の見込みを確認のうえ利子の執行見込額を見積り、多額の不用額が生じることのないよう努めていきます。

【都市みらい部】**○ 道路管理課****ア 予算の目的外使用について（指摘事項）**

令和 5 年度に繰り越した令和 4 年度泉崎北線（泉崎橋）修繕工事に係る経費に不足が生じたため、現年度の項が異なる歳出科目の予算から不足分を支出している。

地方自治法第 216 条において「歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない。」とされている。

当該修繕工事予算の不足分については、同一項内の予算からの流用または予備費の充用等により予算措置すべきところ、項が異なる予算を安易に充てており適正な予算執行ではない。

予算の執行に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

指摘事項に対しましては、同様の事務処理を繰り返さないために、課長含め、予算管理担当者にて、財政課と勉強会を実施し、指摘の予算執行と

なった経緯を振り返り、どのような対応を行うべきであったかについて指導を仰ぎました。今後においても同様の事案が生じないように、適宜、財政課と確認を行いながら、適切な事務処理を行ってまいります。

○ 公園管理課

ア 廃棄物処理業務委託の契約書作成の省略について（指摘事項）

令和 5 年度都市公園産業廃棄物処理業務委託（その 2）については、随意契約によることができる場合の限度額内であることから、那覇市契約規則第 28 条第 1 項第 1 号を適用し、契約書を省略している。

当該業務委託は、同条第 1 項のただし書きにおいて、廃棄物の処分及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2 第 4 号の規定により契約書の作成等が義務付けられている契約に該当する。

産業廃棄物の運搬、処分に係る委託契約に当たっては、関係法令等を遵守し、適正に行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

今回の指摘事項を踏まえ、同様のことが起きないように課内で周知を図り、法令遵守し、契約事務の事前チェック体制を強化した上で適正な事務処理に努めてまいります。

イ 緊急の必要による随意契約の締結について（要望事項）

令和 5 年度新都心公園外 9 公園樹木撤去剪定業務については、台風の被害を受けた市内 10 公園の樹木の撤去及び処分等のため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号を適用し、緊急の必要により競争入札に付すことができないと判断し契約を締結している。また危険性の除去を早急に行う必要があったことから、着手日（令和 5 年 8 月 11 日）から遅れての契約を締結（令和 5 年 9 月 7 日）し、契約書には履行を追認する旨の条項を設けた契約となっている。

地方自治法第 234 条においては、契約書に署名押印しなければ契約は確定しないとされている。

緊急性や迅速性の観点から、やむを得ないものと認められる場合もあるものの、契約締結までの間、発注者と契約相手とは口頭による合意のもと委託業務を実施しており、危険負担等について書面による取り交わしが無い状態が継続することから、速やかに契約を締結する必要があった。

緊急の必要による随意契約に当たっても、可及的速やかに契約締結するよう努められたい。

□ 要望事項に関する措置

緊急の必要による随意契約に当たっては、各事業者と事前に契約書内容を調整するなどし、速やかに契約締結できるよう努めてまいります。

